

平成17年度事業報告の承認について

平成17年度事業報告

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの事業状況は次のとおりである。

1. 相談活動

電話相談及び面接相談を実施した。

- ・電話相談延べ日数 114日、相談員延べ人数 393人、相談件数 84件
- ・面接相談 6件(8月以降実施)

2. 広報啓発活動

(1) 広報紙等による広報活動

- ・ポスター作成、配布
- ・パンフレット・リーフレット・ポケットカード作成、配布
- ・第3号会報発行
- ・8月、11月、3月の3回各市町村広報紙へのセンター広報文の掲載依頼

(2) 広報活動

- ・8月 4日 七日町ほっとなる広場に於いてパンフレット配布
- ・10月 3日 被害者支援活動促進キャンペーン
JR山形駅自由通路でのチラシ配布
- ・10月21日 YBCテレビ 広報出演 理事2名
- ・10月29日 犯罪被害者支援の日キャンペーン、
記念シンポジウム(パラスオモガミ)
「少年犯罪被害者遺族となって～過去・現在・未来～」
- ・11月 5日 募金と広報啓発活動 山形県民会館
(県警察音楽隊定期演奏会)

(3) 講演関係

- ・7月28日 南陽地区被害者支援連絡協議会 南陽警察署 理事長
- ・10月12日 小国地区被害者支援連絡協議会 小国警察署 事務局長
- ・10月21日 山形市安全安心まちづくり大会
山形市中央公民館 事務局長
- ・12月 3日 山形市安全運転管理者連合会理事会
パレスグランデール 事務局長
- ・2月 9日 新庄最上地区被害者支援連絡協議会
新庄警察署 事務局長

3. 直接支援員の養成(1期生)

(1) 研修会等

- ・7月下旬 募集開始
 - ・9月中旬 支援員候補決定
 - ・10月15日 開講式・第1回養成講座
 - ・10月29日 第2回養成講座(犯罪被害者支援の日参加)
 - ・11月 5日 第3回養成講座
 - ・11月28日 第4回養成講座(法廷見学、庄内地区は21日実施)
 - ・12月 3日 第5回養成講座
 - ・1月12日 第6回養成講座
 - ・2月 4日 第7回養成講座
 - ・3月 4日 第8回養成講座
- (10月14日の県民研修会にも参加)

4. 電話相談員の育成

(1) 研修会等

- ・7月 2日 第1回育成講座
- ・8月 6日 第2回育成講座
- ・9月23日 第3回育成講座

- ・ 10月14日 第4回育成講座 (県民研修会参加)
- ・ 10月15日 第5回育成講座
- ・ 10月29日 第6回育成講座 (犯罪被害者支援の日参加)
- ・ 11月 5日 第7回育成講座
- ・ 12月 3日 第8回育成講座
- ・ 1月12日 第9回育成講座
- ・ 2月 4日 第10回育成講座
- ・ 3月 4日 第11回育成講座

(2) 他機関等が開催する研修会等への参加

- ・ 6月28日 第1回東北ブロック直接的支援セミナー
～7月1日 ((社)みやぎ被害者支援センター) 相談員 2名参加
- ・ 7月11日 第7回直接的支援セミナー
～7月14日 ((社)被害者支援都民センター) 相談員 1名参加
- ・ 9月4日 内閣府犯罪被害者等施策推進室招致意見募集会
(仙台市) 事務局長
- ・ 10月2日 「平成17年度秋期全国研修会及びフォーラム」
～10月3日 (全国被害者支援ネットワーク) 理事 1名参加
- ・ 1月16日 地域での総合相談機能を考える研究会
(天童ホテル) 理事 1名、事務局長参加
- ・ 2月17日 「全国被害者支援ネットワーク春期全国研修会・公開フォーラム」
～18日 (全国被害者支援ネットワーク 会場 和歌山)
理事・相談員 各1名参加
- ・ 2月21日 日本司法支援センターに関する意見交換会
(遊学館) 事務局長参加
- ・ 3月4日 犯罪被害者等基本法の説明会
(仙台市) 理事 1名参加

(3) スーパービジョンの実施

臨床心理士による、スーパービジョンを実施した。

実施延べ人数 18人

(4) 面接相談実施 (8月31日より)

実施人数 6名

5. 調査・研究活動

(1) 警察・関係機関・団体との連携

(2) 全国被害者支援ネットワークの各種委員会への出席

(3) 山形県被害者支援連絡協議会定例総会への出席

(4) 先進県センター視察

4月28日 (社)みやぎ被害者支援センター視察

3月17日 (社)千葉被害者支援センター視察

6. 会議の開催

(1) 総会 5月21日

(2) 理事会 4月21日・9月15日・1月31日

(3) 運営会議 6月30日

平成18年度事業計画 について

平成18年度事業計画

1. 相談活動
 - (1) 電話相談 電話による犯罪や交通事故の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケア等の支援を行う。
 - (2) 面接相談 面接相談を希望する被害者等に対し、臨床心理士・弁護士等の専門家による相談を行い、悩みの解決や心のケア等の支援を行う。
2. 直接支援活動
直接支援事業 平成18年度は、病院や警察・裁判所等への付き添いなどの直接的事業を行う。
 - ・月1～2回程度
3. 広報啓発活動
広報啓発活動 被害者のおかれた現状と支援の必要性を地域の方々に理解していただくため。
 - ・ポスター・パンフレット等の作成配布
 - ・会報の発行（賛助会員・関係機関等へ配布）
 - ・ホームページの作成・更新
 - ・街頭でのキャンペーン・シンポジウム等の開催
4. 養成・育成講座
 - (1) 電話相談・支援員養成講座
 - ・年間10回（各10名程度）
 - (2) 支援員育成講座
 - ・年間10回
 - ・支援員のレベルアップのためグループ研修を行うほか他機関等が開催する研修会等への参加
 - ・スーパービジョンの実施
5. 調査研究活動
 - (1) 警察・関係機関・団体との連携を図る。
 - (2) 全国被害者支援ネットワークの全国研修会・各種委員会等に参加する。
 - (3) 山形県被害者連絡協議会及び加入機関・団体との連携を図る。
6. 会議の開催
 - (1) 総会
 - ・会則及び規則の変更
 - ・事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
 - ・事業報告及び収支決算の承認
 - ・役員を選任並びに解任した事項
 - ・事務局の組織及び運営
 - ・その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
 - (2) 理事会
 - ・事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
 - ・事務局の組織及び運営
 - ・その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項